令和８年度　伊西地区県立学校消防用設備保守点検業務委託　仕様書

１　委託業務名　　令和８年度 伊西地区県立学校消防用設備保守点検業務

２　委託業務場所

伊万里市大坪町丙 1427	佐賀県立伊万里特別支援学校
伊万里市二里町大里甲 2600	佐賀県立伊万里高等学校
伊万里市二里町大里乙 1414	佐賀県立伊万里実業高等学校農林キャンパス
伊万里市脇田町 1376	佐賀県立伊万里実業高等学校商業キャンパス
西松浦郡有田町桑古場乙 2902	佐賀県立有田工業高等学校

３　点検種別及び対象

・機器点検　・・・　年１回
・総合点検（機器を含む）　・・・　年１回
・防火設備検査　・・・　年１回
・緊急保守

４　対象設備　　・別紙のとおり

５　業務内容

・消防法、同法施行令、同法施行規則、消防庁告示、及び消防庁通知で定められた基準に基づく点検業務の実施
・建築基準法第１２条第４項に基づく防火設備検査員による随時閉鎖式の防火設備の点検業務の実施
・点検後、法令で定められた点検結果報告書の提出。また、必要に応じ消防署への提出
・学校が要請した場合の、消防訓練時における技術者の派遣、指導協力
・簡易な調整及び修理等の実施（交換部品が生じた場合を除く）
・管理権原者及び防火管理者への指導及び助言
・消防用設備に異常及び故障が発生した場合の迅速な対応

６　委託期間　　令和８年４月１日から令和９年３月 31 日

７　支払方法　　２回に分けて支払うものとし、第１回目の点検業務及び４月～９月保守分を前期分、第２回目の点検業務及び 10 月～３月保守分を後期分とする。各期間満了後、各学校（伊万里実業高等学校は各キャンパスを１校とみなす。以下同じ）分をそれぞれの学校へ請求する。各学校は適法な請求書を受理してから 30 日以内に支払う。

８　その他

・委託予定４校（うち１校は校舎制）の総額により決定をする。
・契約書では契約額、各校ごとの内訳額及び各回の支払額を明記することとする。
・業務を第三者に再委託してはならない。ただし、書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
・点検中、対象設備の数量が異なるなど実際の設備と仕様書の内容との相違を認識した場合、速やかに学校へ報告し、対応について協議すること。
・点検口がない、配管が邪魔をしているなどの理由で検査できないものがある場合、速やかに学校へ報告すること。あわせて、対応策の助言を行うこと。
・天井点検口が分からない場合等は学校担当者に申し出ること。

設備・機器名 ＼ 学校名		単位	伊万里高等学校		伊万里実業高等学校 農林キャンパス		伊万里実業高等学校 商業キャンパス		有田工業高等学校		伊万里特別支援学校	
			数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考
自動火災報知設備	受信機	個	1	P型１級	2	P型１級・２級	1	R型	1	R型	1	R型
	副受信機	個					1				2	
	熱感知器　差動式(分布型)	個	6		5		10		20		4	
	〃　〃　(ｽﾎﾟｯﾄ型)	個	177		353		285		379		211	
	〃　定温式(ｽﾎﾟｯﾄ型)	個	11		53		23		20		59	
	煙感知器	個	6	２種	19	２種	8	２種	84	２種	39	２種
	総合盤(発信機)	個	27		33		39		37		24	
	地区音響装置(ﾍﾞﾙ)	庫	27		33				52			
	表示灯	個	27		33		39		37		24	
	中継器	個					67		38		37	
消火器	粉末消火器	本	47	蓄圧式47本	113	蓄圧式113本	57	蓄圧式57本	115	蓄圧式115本	74	蓄圧式61本、加圧式13本
	ハロン消火器	本										
	炭酸ガス消火器	本	0						3			
	水消火器	本										
屋内消火栓設備	消火栓	基	22		16		32		4		15	
	加圧送水装置	式	1		1		1		1		1	
	操作盤	式	1		1		1		1		1	
	呼水装置	式	1				1		1			
	放水テスト	式	1		1		1		1		1	
	消火栓ホース耐圧試験	本	24		14		30		4		0	
非常電源	非常電源専用受電設備	式	1		1		1		1			
	自家発電設備	式									1	R5年度内更新
避難器具	避難はしご	台			2	折りたたみ式			1			
	緩降機	台										
	救助袋	台			2		3					
非常警報設備	非常放送設備	式	1		1		1		1		1	
誘導灯設備	誘導灯	個							8		46	
	誘導標識	個										
防火・防排煙設備	防火扉	枚	15	随時閉鎖式	5	随時閉鎖式	29	随時閉鎖式	21	随時閉鎖式		
	防火シャッター	枚	8	随時閉鎖式	8	随時閉鎖式	4	随時閉鎖式	24	随時閉鎖式		
	制御盤	台	1		2		1		1			
	中継器	個					20					
	煙感知器	個	23		13		26		39			
漏電火災警報設備	受信機	個										
	変流器	個										
火災通報装置	火災通報装置	個										
屋外消火栓設備	起動装置	個							10			
	消火栓箱	個							10			
	放水試験	式							1			
	消火栓ホース耐圧試験	本							9			
スプリンクラー設備	加圧送水装置	式									1	
	補助ポンプ	式									1	
	スプリンクラーヘッド	個									347	
	補助散水栓	個									2	
	放水テスト	式									1	
	発電機	台									1	
	消火水槽	個									1	
	流水検知装置	個									1	
その他	消防署への報告義務の有無		無		有		有		無		有	

※　１　上記で明示されていない機器、付属品類であっても、消防法等関係法令上又は、設備の作動上必要なものについては、業務の範囲とする。
※　２　自動火災報知設備の受信機については、常用及び予備電源装置を含む。
※　３　消火器については、必要な放射試験および加圧式消火器の試験後の中身の取替を含む。（耐水試験は含まない）
※　４　消火栓については、起動スイッチを含む。
※　５　消火栓ホース耐圧試験については、１０年経過後３年毎に実施する。
※　６　加圧送水装置については、フードバルブを含む。
※　７　非常放送設備については、アンプ・増幅器・起動装置・電源装置・スピーカー等一式とする。
※　８　防火扉・防火シャッターについては、自動開閉装置を含む。
※　９　漏電火災警報設備については、ブザーを含む。
※１０　火災通報装置については、本体・遠隔起動装置等一式とする。
※１１　建築基準法第１２条第４項に基づく防火設備検査員による随時閉鎖式の防火設備の点検業務を行うこと。